

ひとり親家庭等への支援の充実

◇第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画の推進(H24~H28)◇



【予算額】H25当初 138,436千円 → H26当初案 119,220千円

児童家庭課

現状

★ひとり親世帯率

H22 高知県 2.28% 順位3位 全国1.63%
H17 高知県 2.26% 順位4位 全国1.71%
(国勢調査より)

★就労収入が200万円以下の世帯の割合

・母子世帯 H17: 71.4% ⇒ H22: 67.4%
・父子世帯 H17: 29.7% ⇒ H22: 41.7%

★無職の割合

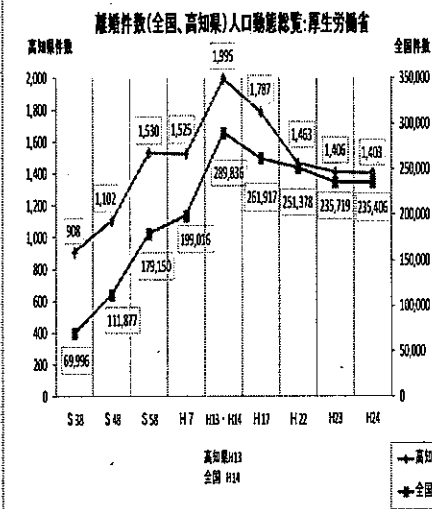
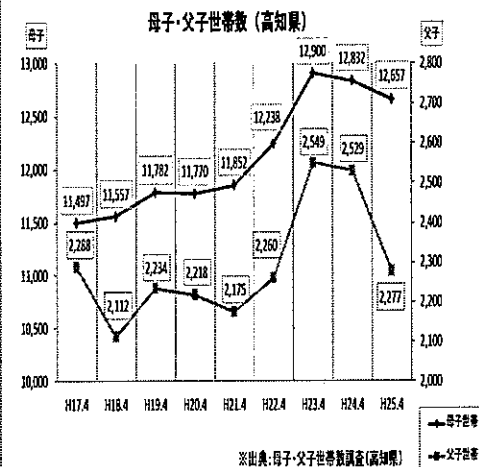
・母子世帯 H17: 11.4% ⇒ H22: 12.6%
・父子世帯 H17: 10.6% ⇒ H22: 6.1%

★支援制度の認知度（制度を知らない割合）

・母子家庭等就業・自立支援センター
⇒ H22 母子:39.1% 父子:77.2%
・母子家庭自立支援給付金
⇒ H22 母子:45.9%

※給付対象:H25から父子に拡大予定

(H23.1現在 高知県ひとり親家庭実態調査結果より)



課題

- ひとり親家庭の不安定な就業
・安定した就業への支援
- ひとり親家庭の所得の低さ
・就労収入の向上や養育費確保のための支援
- 子育て支援の充実
・福祉サービスの充実や公営住宅入居の優遇措置等による安定した生活基盤の確保のための支援
- 各種制度の周知
・制度や支援機関の情報提供方法の検討

今後の取り組み

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実	就業情報の提供、あっせん、移動相談、ハローワークとの連携による母子自立支援プログラム策定				
	事業主への啓発の推進、就労機会の確保				
	無料法律相談	無料法律相談回数増設	無料法律相談の継続実施 養育費相談支援センターとの連携		
資格取得や技能習得への支援	広報紙による情報提供	ホームページ創設	ホームページ・広報紙等による情報提供		
	給付金事業実施	H25～父子拡大	H26～対象資格拡大(言語聴覚士)		
情報提供・相談支援	貸付金の事業継続実施	H26～父子拡大予定			
	国事業実施	職業訓練を受講しているひとり親を対象とした託児サービスを提供			
情報提供	県雇用情報提供	県臨時的任用職員の雇用に関する情報提供と市町村への趣旨徹底			
	しおり配布	しおりの拡充と配布	しおりの拡充と配布先の拡大、制度改正等の迅速かつ効果的な周知、情報提供方法を更に検討		

平成26年度の取り組み

母子家庭等就業・自立支援センター事業の充実 4,695千円

- ◆就業相談、移動相談の実施
- ◆ハローワークとの連携による母子自立支援プログラム策定
- ◆事業主への啓発の推進、就労機会の確保
- ◆無料法律相談は増加回数の上で、養育費確保等のための相談支援を継続実施
- ◆母子家庭等就業・自立支援センターのホームページや就職情報誌、チラシなどを活用した広報による情報提供

資格取得や技能習得への支援 109,004千円

- ◆母子家庭等自立支援事業の実施
自立支援教育訓練給付費補助金
- ◆高等職業訓練促進給付費等補助金(H26～対象資格拡大:言語聴覚士)
- ◆母子寡婦福祉資金貸付事業の実施(H26～父子拡大予定)
技能習得資金、就職支度資金等
- ◆職業訓練を受講しているひとり親を対象とした託児サービス提供事業の実施

情報提供・相談支援 5,521千円

- ◆迅速かつ効果的な情報提供(制度改正等)
- ◆県臨時的任用職員の雇用に関する情報提供と市町村への趣旨徹底
- ◆母子・父子・寡婦福祉のしおりの内容の拡充と全戸配布
- ◆母子自立支援員による相談支援、情報提供

ひとり親家庭への支援施策の見直しの全体像について

「中間まとめ」で指摘された現状と課題

具体的な対応

- ### 支援施策全体の現状と課題
- 各家庭の課題を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる相談支援体制が不十分。
 - 地域により支援メニューにばらつきあり。
 - 支援施策が知られず、利用が低調。
 - 経済的に厳しい父子家庭も存在。

個別の支援分野の現状と課題

- ① 就業支援
 - 非正規雇用の者が多く、稼働所得が低い。
 - 就業を希望しても就職できない者も多数。
 - 就業・転職には資格取得が有効。
 - 他方で、訓練と子育てとの両立が困難。

- ② 子育て・生活支援、子どもへの支援
 - 就業・訓練と子育てとの両立が困難。
 - 子どもへの影響(貧困の連鎖など)も懸念。

- ③ 養育費確保、④ 経済的支援
 - 養育費等の取決め・履行は十分に進まない。
 - 児童扶養手当の公的年金との併給制限の見直しや、母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大が検討課題。

※【 】内の「予」は平成26年度予算案で確保したものの、「税」は平成26年度税制改正が認められたもの、「法」は法律改正事項となるもの。

I. 相談支援体制の構築

- ### 《支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築》
- 支援メニューを組み合わせて総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口の構築【予】
 - 支援施策の広報啓発活動の強化【予・法】
 - ニーズを踏まえた自治体での支援メニューの計画的整備【予・法】
 - 父子家庭への支援の推進、施策の周知徹底【予・法】

II. 支援メニューの実現

- ### 《安定した雇用による就労自立を実現》
- ワンストップの相談窓口による関係機関と連携した就業支援【予】
 - 就業支援関連事業等(就業支援講習会、相談関係職員の研修、自立支援プログラム策定等の拡充)の充実強化【予】
 - 資格取得のための給付金の非課税化【税・法】

《就業等と子育ての両立及び子どもの健全育成を実現》

- 就職活動等の際の保育サービス(日常生活支援事業)の拡充等【予・法】
 - 児童訪問援助員の派遣、学習支援ボランティア事業の拡充【予・法】
- ### 《養育費確保支援を推進、経済的支援の機能を強化》
- 養育費、面会交流に関する周知啓発、連携した相談体制【予】
 - 児童扶養手当の公的年金との差額支給【予・法】
 - 母子福祉資金貸付の父子家庭への対象拡大【予・法】

ひとり親家庭支援施策の主な改正事項

ひとりの親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとりの親家庭への支援施策を強化。

※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

1. ひとりの親家庭への支援体制の充実

母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、①都道府県・市等による支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員(※3(2)参照)等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとりの親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化
高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。 ※母子家庭の母等が就労に有利な業種を取得するために養成機関で就業する期間の生活を支援するための給付金。
- (2) 子育て・生活支援の強化
保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。
子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活上事業」として法定化。
- (3) 施策の周知の強化
就業支援事業、生活上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

施行期日

- (1) 1～3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行(平成27年4月から支払い)。

ひとり親家庭における子育て・就業の両立による就業自立、子どもの健全育成を実現。

母子・父子世帯数調査 (推計)

平成26年4月1日現在

市町村名	市町村世帯数 A	母子世帯		父子世帯	
		世帯数 B	出現率 (%) B/A	世帯数 C	出現率 (%) C/A
高知市	161,531	6,990	4.3	982	0.6
室戸市	7,943	184	2.3	35	0.4
安芸市	8,685	299	3.4	74	0.9
南国市	21,594	836	3.9	133	0.6
土佐市	12,306	417	3.4	96	0.8
須崎市	10,809	247	2.3	35	0.3
宿毛市	10,217	393	3.8	81	0.8
土佐清水市	7,780	228	2.9	57	0.7
四万十市	16,416	642	3.9	154	0.9
香南市	14,624	512	3.5	115	0.8
香美市	12,885	378	2.9	72	0.6
市 計	284,790	11,126	3.9	1,834	0.6
東洋町	1,568	27	1.7	6	0.4
奈半利町	1,772	46	2.6	8	0.5
田野町	1,308	30	2.3	11	0.8
安田町	1,313	20	1.5	8	0.6
北川村	641	5	0.8	0	0.0
馬路村	440	4	0.9	0	0.0
芸西村	1,738	52	3.0	12	0.7
本山町	1,861	30	1.6	9	0.5
大豊町	2,264	25	1.1	2	0.1
土佐町	2,023	37	1.8	6	0.3
大川村	231	1	0.4	1	0.4
いの町	10,892	364	3.3	88	0.8
仁淀川町	3,275	42	1.3	12	0.4
中土佐町	3,636	75	2.1	17	0.5
佐川町	6,198	183	3.0	21	0.3
越知町	2,929	72	2.5	6	0.2
樽原町	1,760	31	1.8	8	0.5
日高村	2,436	55	2.3	11	0.5
津野町	2,736	53	1.9	20	0.7
四万十町	8,713	215	2.5	47	0.5
大月町	2,787	72	2.6	13	0.5
三原村	790	6	0.8	1	0.1
黒潮町	5,714	127	2.2	43	0.8
町村 計	67,025	1,572	2.3	350	0.5
県 計	351,815	12,698	3.6	2,184	0.6

父子家庭(世帯)の状況

(高知県ひとり親家庭実態調査結果より：調査期日平成23年1月1日)

①世帯構成

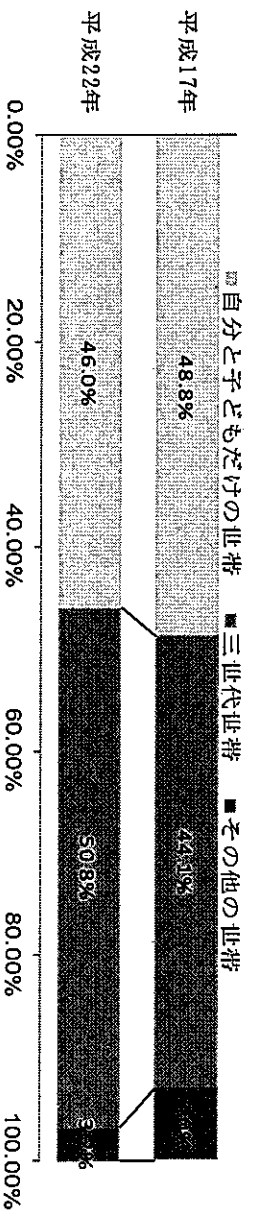
父子世帯では「三世代世帯」が50.8%（前回調査44.1%）と最も多い。

【表1】「世帯構成」

【父子世帯】	自分と子どもだけの世帯	三世代世帯	その他の世帯	無回答
平成17年	104	94	15	項目なし
平成22年	58	64	4	項目なし

(単位：世帯)

父子世帯の世帯構成(構成比)



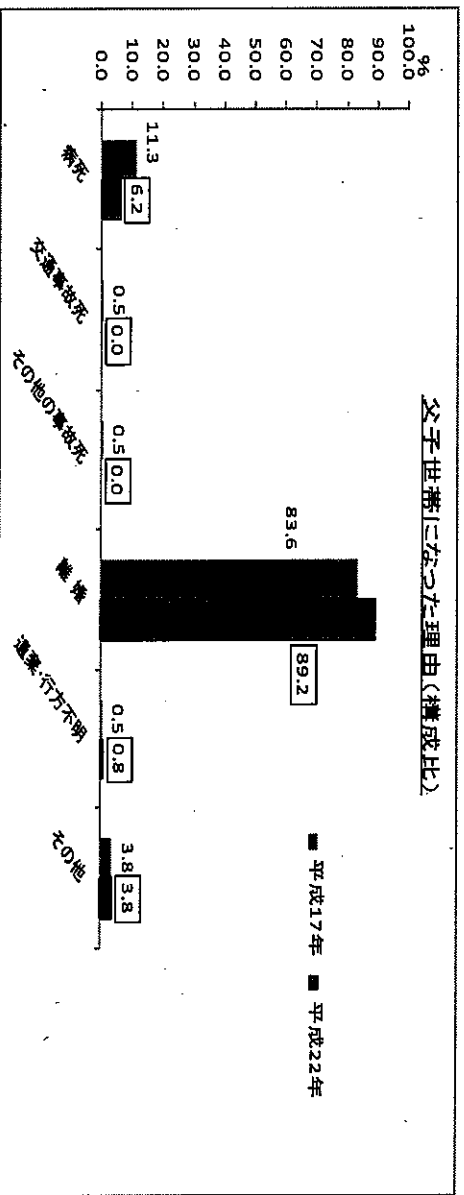
②ひとり親家庭になった理由

ひとり親家庭になった理由は、「離婚」が最も多い。

【表2】「ひとり親家庭になった理由」

【父子世帯】	病 死	交通事故死	その他の事故死	離 婚	遺棄・行方不明	その他	無回答
平成17年	24	1	1	178	1	8	項目なし
平成22年	8	0	0	116	1	5	項目なし

(単位：世帯)



③就労の状況

就業の状況

就業されている方で、父子世帯で「勤めに出ている」方の割合は、63.6%。
「正社員・正職員（常勤）」は74.7%、「臨時・パート」は19.5%。

【父子世帯】

(単位：世帯)

	勤めに出ている者の従業員上の地位			
	正社員・正職員(常勤)	臨時	パート	その他
平成22年	65	14	3	5

④所得の状況

ア 年間の就労収入

年間の就労収入を見ると、200万円未満の世帯が、父子世帯では41.7%と前回調査(29.7%)より厳しい状況となっている。

収入区分で最も多い区分は、父子世帯では「100万円～150万円未満」と「250万円～300万円未満」が同数で12.9%。

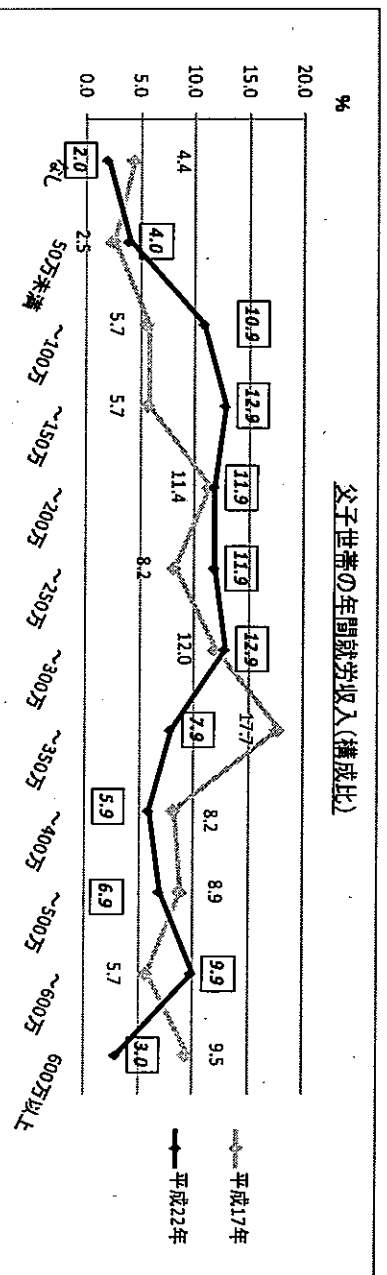
父子世帯では前回調査時に最も多かった「300万円～350万円未満」が17.7%から7.9%と大きく減少し、「50万円～100万円未満」が5.7%から10.9%、「10万円～150万円未満」が5.7%から12.9%と増加するなど、収入が減少している。

【表6】 「ひとり親家庭の年間の就労収入」

【父子世帯】

(単位：世帯)

	なし	50万未満	50～100万	100～150万	150～200万	200～250万	250～300万	300～350万	350～400万	400～500万	500～600万	600万以上
平成17年	7	4	9	9	18	13	19	28	13	14	9	15
平成22年	2	4	11	13	12	12	13	8	6	7	10	3



イ 養育費の受給状況

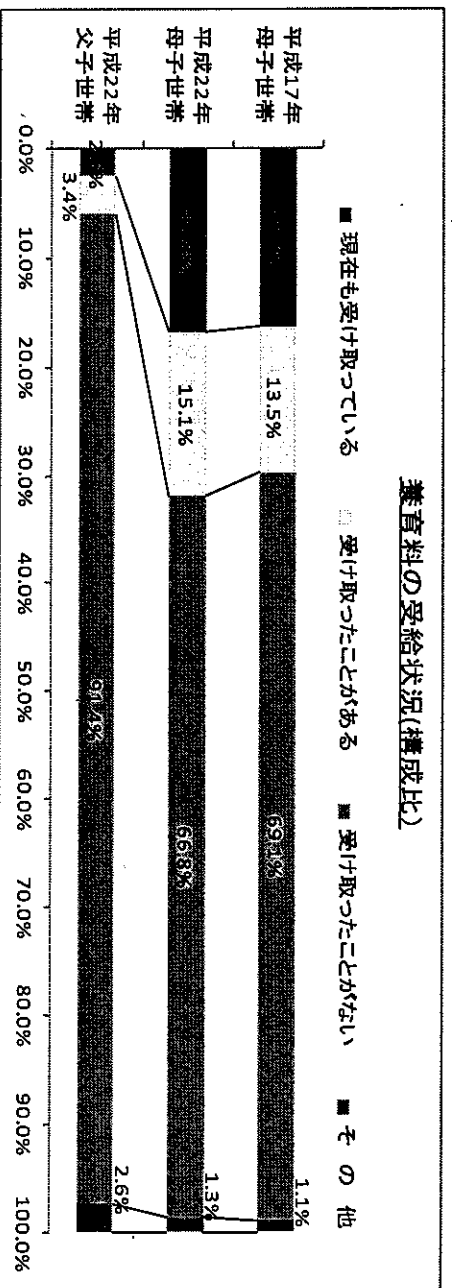
父子世帯の養育費については、「受け取っている」または「受け取ったことがある」との回答は6.0%、91.4%の方が「受け取ったことがない」と回答。

「受け取ったことがない」と回答した母子世帯は66.8%（前回調査69.1%）。

〔表7〕「養育費の受給状況」

（単位：世帯）

	現在も受け取っている		受け取ったことがある		受け取ったことがない		その他	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
母子世帯	181	98	149	88	764	390	12	8
父子世帯				4		106		3



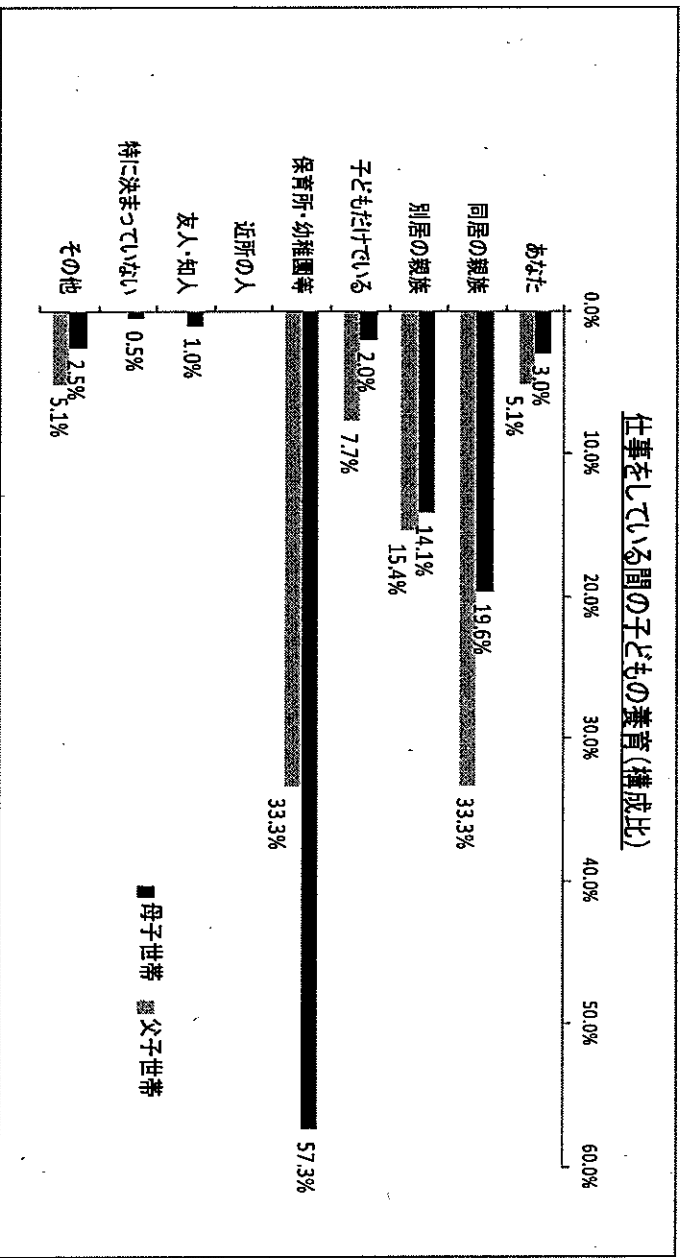
⑤子どもの養育

ア 仕事をしている間の子どもの養育者

仕事をしている間の小学校入学前の子どもの養育は、父子世帯では「保育所・幼稚園等の保育施設」33.3%（前回調査40.0%）と「同居の親族」33.3%（前回調査28.0%）が同ポイントになっており、保育施設に預けている比率は母子世帯が大変高くなっています。

〔表10〕「あなたが仕事をしている間、どなたが子どもを養育していますか」(単位：世帯)

	あなた	同居の親族	別居の親族	子どもだけでいる	保育所 幼稚園等	近所の人	友人・知人	特に決まっていない	その他
母子世帯	6	39	28	4	114	0	2	1	5
父子世帯	2	13	6	3	13	0	0	0	2



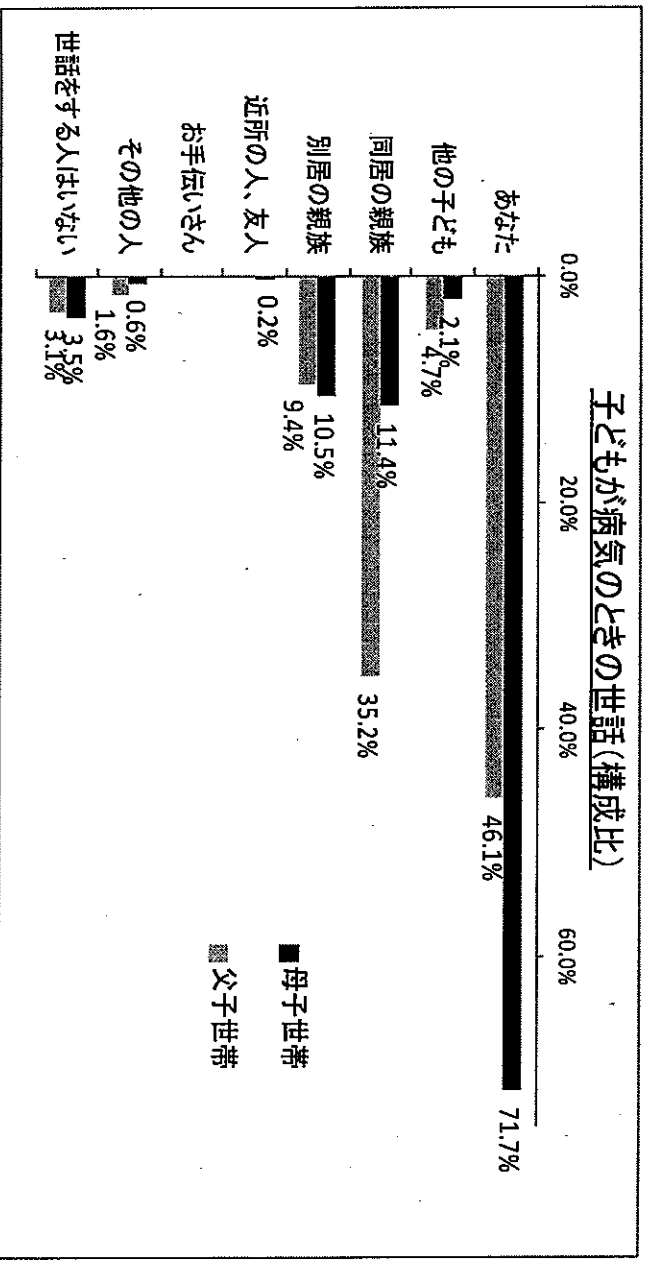
イ 子どもが病気のとときの看護者

子どもが病気のととき看護する人は、母子・父子世帯とも「自分」と回答した人が最も多くなっているが、母子世帯の方の比率が父子世帯の1.5倍高い。その反面、「同居の家族」が看護している比率は、父子世帯の方が母子世帯の3倍以上となっている。

(表11) 「子どもが病気の時、誰に世話をしてもらっていますか」

(単位：世帯)

	あなた	他の子ども	同居の親族	別居の親族	近所の人、友人	お手伝いさん	その他の人	世話をしない
母子世帯	477	14	76	70	1	0	4	23
父子世帯	59	6	45	12	0	0	2	4



⑥ひとり親家庭(父子世帯)が望むこと

父子世帯で最も多いのは「手当・年金の増額」の30.2%。次に多いのは「養育費の確保への支援」で母子世帯の2倍になっている。続いて「母子・寡婦福祉資金貸付金の充実」になっている。

※母子世帯では制度の充実や拡大の要望が高くなってきているのに対し、父子世帯では経済的な支援の要望が高くなっている。

〔表12〕「あなたは母子・父子世帯のためにどのようなことをしてほしいと望みますか」

(単位：世帯)

手当・年金の増額	就職支援・職業訓練の充実	公営住宅への入居の拡大	養育費の確保への支援	母子・寡婦福祉資金貸付金の充実	長時間保育や放課後児童クラブの充実	育児・結婚・心配事等の相談事業の充実	その他	特になし	
母子世帯	452	289	220	165	137	186	45	38	17
父子世帯	85	22	14	62	42	19	15	12	10

